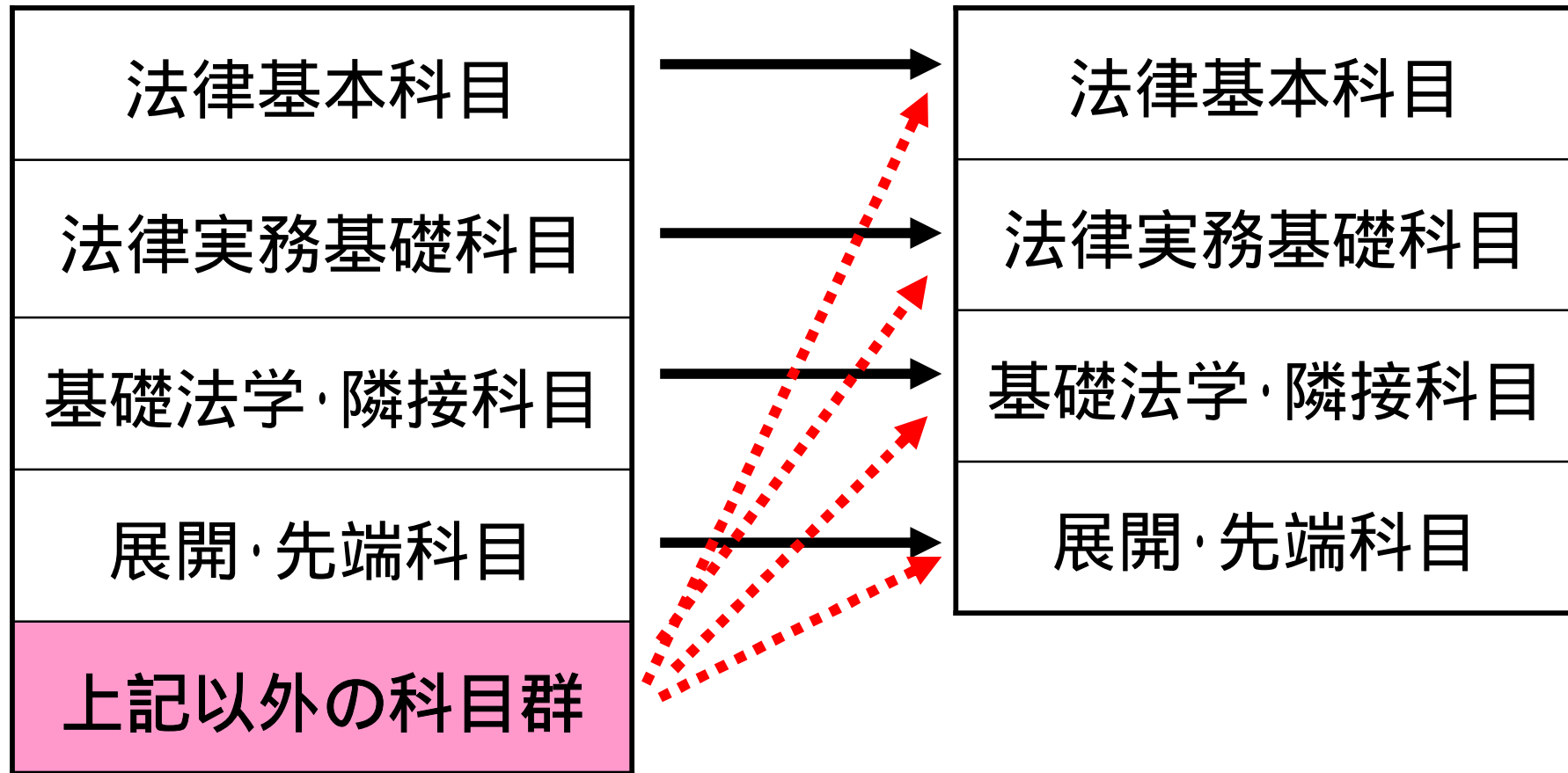


基準 2 - 1 - 2 教育内容に応じた科目区分の整理

各法科大学院のカリキュラム

機構の基準に対応した科目整理



基準 2 - 1 - 3 と基準 4 - 2 - 1 の関係

基準 2 - 1 - 3 (開設授業科目数)

| | | |
|-------------|-----|----------------|
| 法律基本科目 | 公法系 | 10 単位 (標準) |
| | 民事系 | 32 単位 (標準) |
| | 刑事系 | 12 単位 (標準) |
| 小計 | | 54 単位 |
| 標準単位数を超えた場合 | | 54 + 8 単位 (上限) |

基準 4 - 2 - 1 (修了要件)

| | | |
|--------|-----|------------|
| 法律基本科目 | 公法系 | 8 単位 (以上) |
| | 民事系 | 24 単位 (以上) |
| | 刑事系 | 10 単位 (以上) |

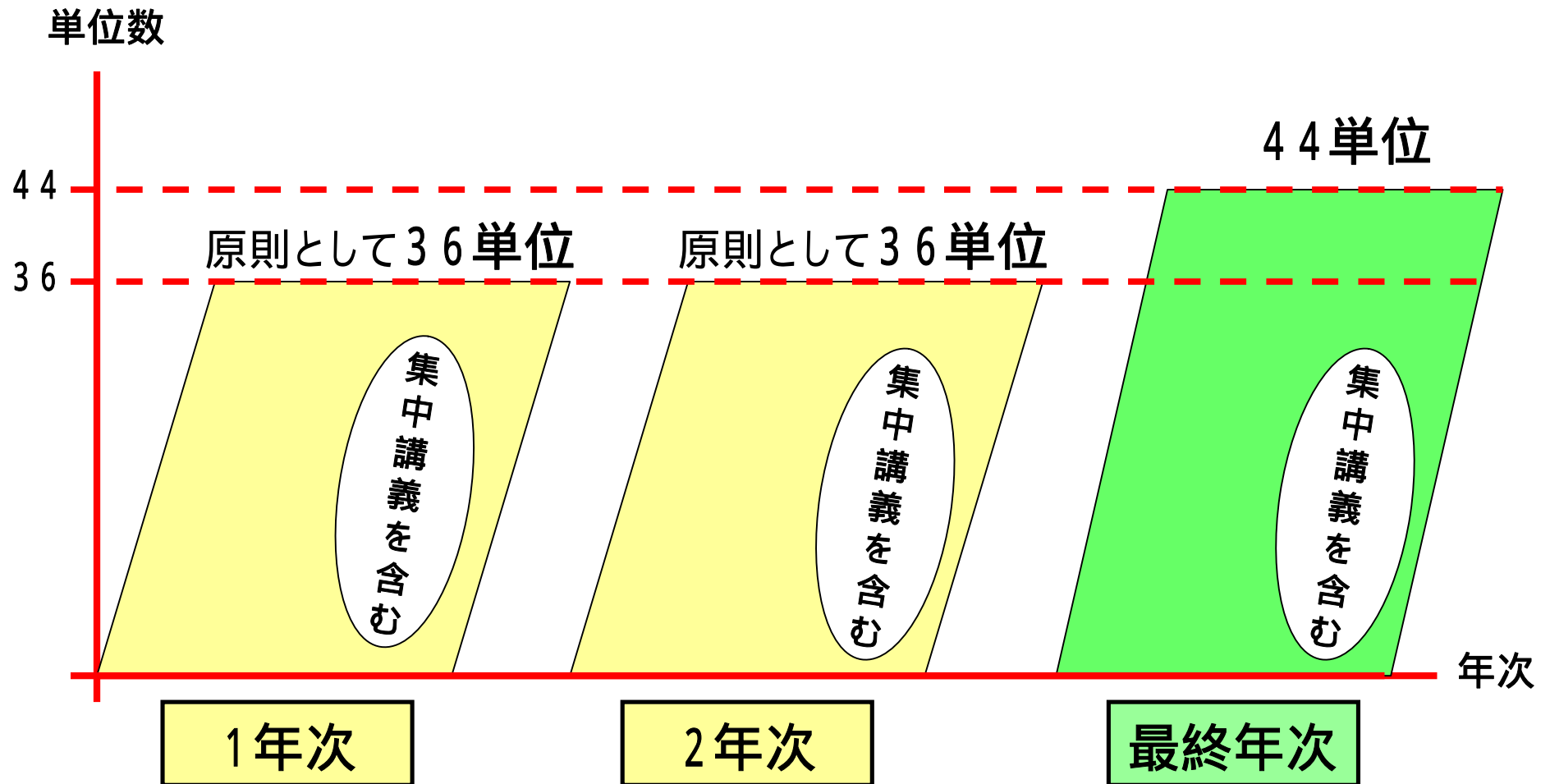
| | |
|-----------|------------|
| 法律実務基礎科目 | 6 単位 (以上) |
| 基礎法学・隣接科目 | 4 単位 (以上) |
| 展開・先端科目 | 12 単位 (以上) |

| | |
|-----------|------------|
| 法律実務基礎科目 | 6 単位 (以上) |
| 基礎法学・隣接科目 | 4 単位 (以上) |
| 展開・先端科目 | 12 単位 (以上) |

1/3 以上を修得
修了要件単位数の

修了要件単位数 93 単位以上
(上限) 102 単位

基準 3 - 3 - 1 履修科目登録単位数の上限



基準 2 - 1 - 3 と基準 4 - 2 - 1 の関係

基準 2 - 1 - 3 (開設授業科目数)

| | | |
|-------------|-----|----------------|
| 法律基本科目 | 公法系 | 10 単位 (標準) |
| | 民事系 | 32 単位 (標準) |
| | 刑事系 | 12 単位 (標準) |
| 小計 | | 54 単位 |
| 標準単位数を超えた場合 | | 54 + 8 単位 (上限) |

基準 4 - 2 - 1 (修了要件)

| | | |
|--------|-----|------------|
| 法律基本科目 | 公法系 | 8 単位 (以上) |
| | 民事系 | 24 単位 (以上) |
| | 刑事系 | 10 単位 (以上) |

| | |
|-----------|------------|
| 法律実務基礎科目 | 6 単位 (以上) |
| 基礎法学・隣接科目 | 4 単位 (以上) |
| 展開・先端科目 | 12 単位 (以上) |

| | |
|-----------|------------|
| 法律実務基礎科目 | 6 単位 (以上) |
| 基礎法学・隣接科目 | 4 単位 (以上) |
| 展開・先端科目 | 12 単位 (以上) |

1/3 以上を修得
修了要件単位数の

修了要件単位数 93 単位以上
(上限) 102 単位

第5章 教育内容等の改善措置

基準5 - 1 - 1

教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究の具体的事例

- ・学生投書箱、意見書・要望ボックス等の設置
- ・他大学の教員を招いたモデル授業の実施
- ・教員相互の授業参観、弁護士による授業参観
- ・教員に対する教育評価アンケートの実施
- ・FD研修会、教員懇談会の開催

基準5 - 1 - 2

教育上の経験の確保、実務上の知見の確保の具体的事例

| | |
|-------|--|
| 研究者教員 | <ul style="list-style-type: none">・弁護士会との連携による研修の実施・実務家教員との共同授業の実施 |
| 実務家教員 | <ul style="list-style-type: none">・就任前に非常勤講師として試行的な教育機会の設定・研究者教員との共同授業の実施 |

基準6 - 1 - 5 社会人の定義

予備評価における具体的事例

- 3年以上の社会経験を有する者
- 3年以上の会社員等の職務経験を有する者
- 2年以上の社会経験を有する22歳以上の者
- 大学卒業後3年以上を経過する者、
または入学時において25歳以上であり、
かつ、3年以上継続して勤務経験を有する者

専門職大学院設置基準の専任教員数について

専任教員数

(専門職大学院に関し必要な事項について定める件 第1条)

専門職学位課程には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍(端数切捨)の数(7人)に、同告示の第二号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数(5人)の専任教員を置くとともに、

同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数(端数切捨)(15人)につき1人の専任教員を置くものとする

専任ではあるが、他の学部・大学院の専任教員
(専・他)

(専門職大学院設置基準附則の2)

専・他については、設置基準に規定する専任教員数の
1 / 3までが認められる(ただし、平成25年度まで)

実務家専任教員(実・専)

(専門職大学院に関し必要な事項について定める件 第2条第1項)

実・専・・・専門分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者

実・専については、設置基準に規定する専任教員数のおおむね2割以上を置くこと

実務家みなし専任教員(実・み)

(専門職大学院に関し必要な事項について定める件 第2条第2項)

実・み・・・専任教員以外の者であるが、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の法科大学院の組織の運営について責任を担う者

実・みについては、設置基準に規定する実・専の数に、 $2/3$ を乗じた数の範囲内で認められる

第8章(8-1:教員の資格と評価) に係る取扱いについて

法科大学院認証評価に関する自己評価担当者等に対する研修会

趣旨： 基準 8 - 1 - 1、8 - 1 - 2 等に関して、
「教員組織に教育上必要な教員が配置されて
いる」かどうかを調査

教員組織に教育上必要な教員の調査として、

担当する授業科目に対する教員の調査【授業科目の適合調査】

（ 個人の教育者としての資格ではなく、当該教員が
担当する授業科目の内容に即して、当該授業科目
等を担当するにふさわしい教育研究業績等の有無
について行う ）

実施方法

対象教員

専任教員(専任、専・他、実・専、実・み)

兼任教員及び兼任教員

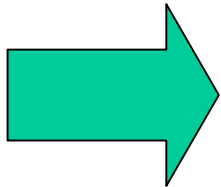
(法律基本科目または必修科目を担当)

判定方法

教育上の経歴・経験

職務上の実績(理論と実務を架橋する教育を行うのに必要な実務上の実績)

理論と実務を架橋する高度の法学専門教育を行うのに必要な研究業績



総合的に考慮し、各教員が担当する授業科目に対応させて調査

判定の方法で、特に考慮する点

1. 研究者教員

法科大学院で3年以上の教育経験を有している
あるいは

学部・大学院で5年以上の教育経験を有している

2. 実務家教員

教育経験の有無は問わない

3. 兼任・兼任教員

原則として専任教員の取扱いに準ずる。

(ただし、オムニバス形式の授業科目など、専任教員と実施され、専任教員が責任を持つ状況にある場合は、法科大学院または学部・大学院で3年以上の教育経験が必要)

提出時期及び書類

(1) 提出時期

自己評価書に併せて提出(別冊)

(平成19年6月29日(金))

(2) 提出書類

教員業績調書

担当する授業科目内容を把握できる資料

(シラバスの該当箇所など)

その他

(イメージ)

教員業績調書

大学大学院 研究科 専攻

年5月1日現在

| 番号 | 1 | 分類 | 専 | 職名 | 教授 | 氏名 | 年齢 | |
|-------|-----|---|---|----------------|----|----|----|--|
| 学 歴 等 | | | | | | | | |
| 年 月 | | 事 項 | | | | | | |
| 昭和 | 年4月 | 大学法学部法学科入学 | | | | | | |
| 昭和 | 年3月 | 大学法学部法学科卒業 | | | | | | |
| 昭和 | 年4月 | 大学大学院法学研究科 | 学 | 専攻修士課程入学 | | | | |
| 昭和 | 年3月 | 大学大学院法学研究科 | 学 | 専攻修士課程修了(修士) | | | | |
| 昭和 | 年4月 | 大学大学院法学研究科 | 学 | 専攻博士課程入学 | | | | |
| 昭和 | 年3月 | 大学大学院法学研究科 | 学 | 専攻博士課程単位取得満期退学 | | | | |
| 昭和 | 年9月 | 司法試験第二次試験合格 | | | | | | |
| 昭和 | 年4月 | 司法研修所修習生(~ 年3月) | | | | | | |
| 職 歴 | | | | | | | | |
| 年 月 | | 事 項 | | | | | | |
| 昭和 | 年4月 | 大学法学部助手(~ 年3月) | | | | | | |
| 昭和 | 年4月 | 大学法学部助教授(~ 年3月) | | | | | | |
| 平成 | 年4月 | 大学法学部教授(~ 年3月) | | | | | | |
| 平成 | 年4月 | 大学大学院法学研究科教授(~ 年3月) | | | | | | |
| 平成 | 年8月 | 文部科学省大学設置・学校法人審議会法科大学院専門委員会教員審査「P可」(大学、教授、授業科目「民法 」) | | | | | | |
| 平成 | 年4月 | 大学大学院法学研究科教授 | | | | | | |
| 賞 罰 | | | | | | | | |
| 年 月 | | 事 項 | | | | | | |
| | | | | | | | | |

| 教育上の能力に関する事項 | | |
|---|----|-----|
| 事 項 | 年月 | 概 要 |
| 1. 教育方法の実践例 (例) I Tを活用した授業方法、学習促進のための取組 等 | | |
| 文部科学省大学設置・学校法人審議会法科大学院専門委員会教員審査以後の実績を記述(以下の項目、同じ) | | |
| 2. 作成した教科書、教材等 (例) 司法研修所等における教材作成 等 | | |
| | | |
| 3. 教育上の能力に関する大学等の評価 (例) 自己点検・評価の結果、学生による授業評価 等 | | |
| | | |
| 4. 実務の経験を有する者についての特記事項 (例) 司法研修所教官としての指導内容、弁護士会の講演 等 | | |
| | | |
| 5. 教育方法・教育実践に関する発表、講演等 (例) F Dに関する発表、講演 等 | | |
| | | |

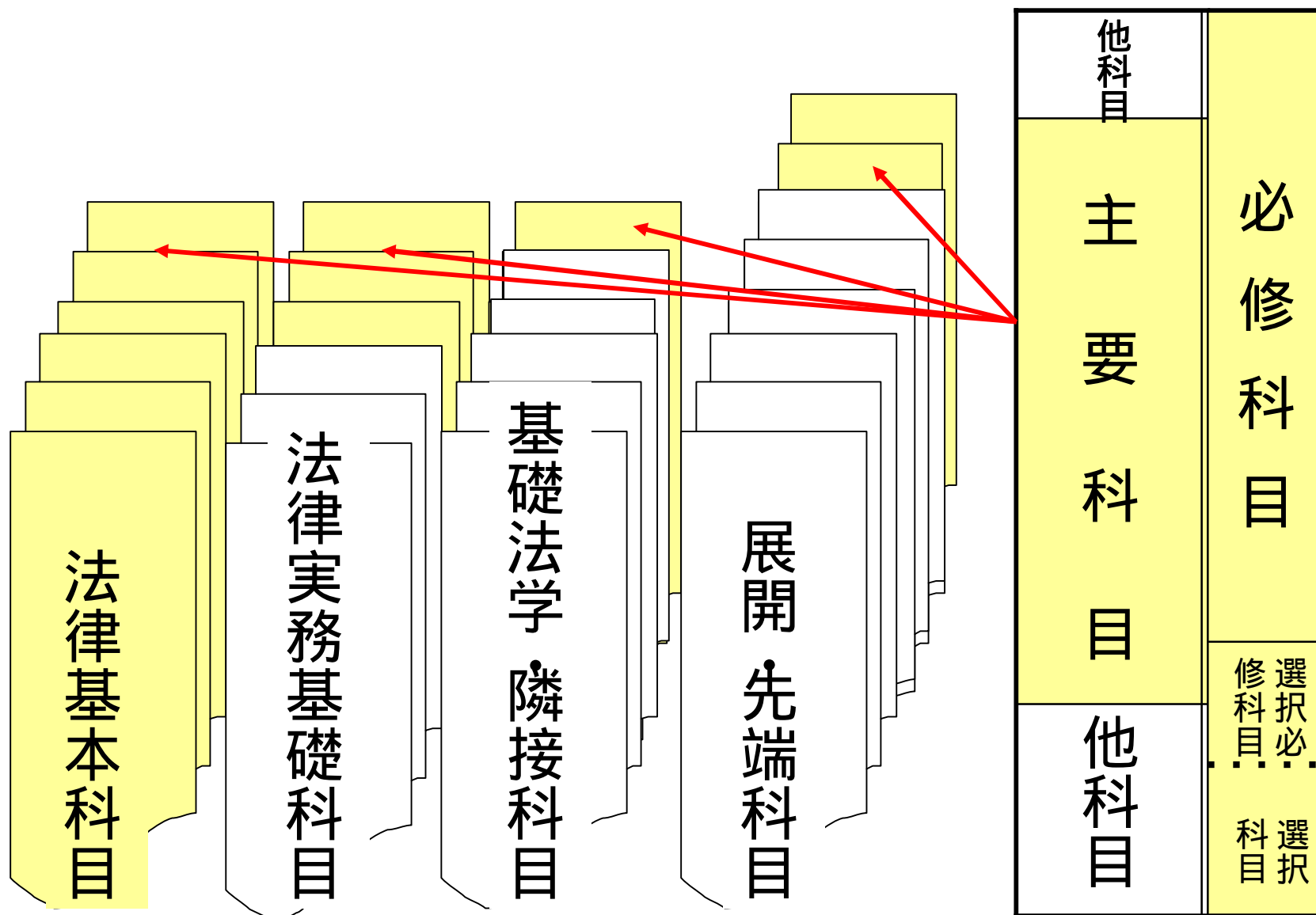
| 研究業績等に関する事項 (担当する授業科目に関連する業績のみを記述してください。) | | | | |
|---|-------------------------------------|---------------|-------------------------|-----|
| 著書、学術論文等の名称 | 単著・共著 の別 | 発行又は発表 の年月 | 発行所、発表雑誌等又は 発表学会等の名称 | 備 考 |
| 著書 | | | | |
| 文部科学省大学設置・学校法人審議会法科大学院専門委員会教員審査以後の実績を記述(以下の項目、同じ) | | | | |
| 論文 | | | | |
| | | | | |
| その他 | | | | |
| | | | | |
| 法律実務に関する活動 | | | | |
| 年 月 | 事 項 | | | |
| | (例) 地方検察庁検事 弁護士として携わった裁判例・内容 等 | | | |
| 文部科学省大学設置・学校法人審議会法科大学院専門委員会教員審査以後の実績を記述(以下の項目、同じ) | | | | |
| 学会及び社会における活動等 | | | | |
| 年 月 | 事 項 | | | |
| | (例) 所属学会、同役職 国・地方公共団体の審議会委員 等 | | | |
| 文部科学省大学設置・学校法人審議会法科大学院専門委員会教員審査以後の実績を記述(以下の項目、同じ) | | | | |
| その他事項 | | | | |
| | | | | |

調査結果の評価報告書への反映

必要に応じて、改善点(授業科目名、分野、該当教員の氏名・人数等を明示しない内容)を指摘

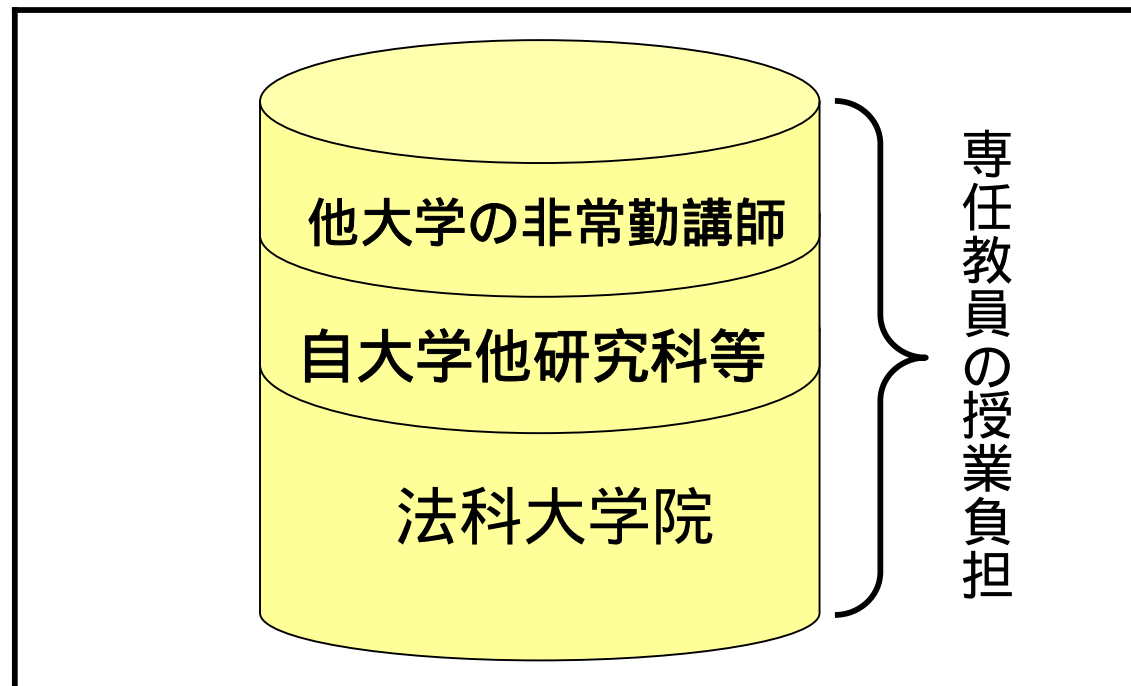
当該調査で得られた教員個々の調査結果等は記載しないとともに、公表もしない

基準 8 - 4 - 1 (教育上主要と認められる授業科目)



基準 8 - 5 - 1 専任教員の授業負担

| 0 単位 | 20単位 | 30単位 |
|---------------|------|------------------|
| | | |
| 「優れた点」として指摘する | | 「改善を要する点」として指摘する |



基準 9 - 3 - 2

法科大学院の教育活動等に関する重要事項を記載した文書を、毎年度、公表していること。

解釈指針 9 - 3 - 2 - 1

教育活動等に関する重要事項を記載した文書には、次に掲げる事項が記載されていること。

- (1) 設置者
- (2) 教育上の基本組織
- (3) 教員組織
- (4) 収容定員及び在籍者数
- (5) 入学者選抜
- (6) 標準修了年限
- (7) 教育課程及び教育方法
- (8) 成績評価及び課程の修了
- (9) 学費及び奨学金等の学生支援制度
- (10) 修了者の進路及び活動状況

入学者数だけでなく
在籍者数の公表が
求められている

(1) ~ (10) の事項の
すべてが、ウェブサイト、
パンフレット等により
公表されていること

改善を要する点の事例(基準を満たす場合)

| | |
|------------------------------|---------------------------------------|
| 第2章 教育内容 | ・ 授業内容とシラバスの内容に相違がある |
| 第4章 成績評価及び 修了認定 | ・ 授業科目の実質的な教育内容に応じて、4つの科目区分へ整理する必要がある |
| 第6章 入学者選抜等 | ・ アドミッション・ポリシーの周知が入学志願者に対して十分とはいえない |

改善を要する点の事例(基準を満たさない場合)

| | |
|-------------------------------------|---|
| <p>第2章 教育内容</p> | <ul style="list-style-type: none">・内容的に法律基本科目に当たる授業科目が法律基本科目群以外の展開・先端科目群に配置されている・機構の定める標準単位数を大幅に下回っている |
| <p>第4章 成績評価 及び修了 認定</p> | <ul style="list-style-type: none">・各授業科目の実質的な教育内容に応じて科目区分を整理すると、基準上の修了要件単位数を満たさない・成績分布データが、一部の授業科目においてのみ学生に告知されている・追試験が期末試験と同一の問題で出題されている |
| <p>第8章 教員組織</p> | <ul style="list-style-type: none">・法律基本科目のうち、すべての科目において指導しうる専任教員が配置されていない・専任教員の授業負担が年間30単位を超えており、過重なものとなっている |